

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和4年4月26日（火） 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所602会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告
日程第4 報告第3号 専決事項の報告について
日程第5 報告第4号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について
日程第6 報告第5号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の勤務に関する規程の一部を改正する規程の報告について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 岸 本 文 子
(教育委員)

教育長職務代理者 加賀爪 毅
委 員 中筋 斉子
委 員 小山 栄子
委 員 左 聡 一 郎

(出席職員職氏名)

部 長	北 尾 哲	副 部 長	上 道 貴 志
教育支援センター長	林 口 泰 之	教育総務課長	吉 田 秀 平
学校管理課長	吉 田 健 一 郎	生涯学習課長	前 田 紘 子
博物館管理課長	家 塚 智 子	学校教育課長	岡 野 健 太 郎
教育支援課長	金 久 洋	学校改革推進課長	吉 川 貴 之
教育総務課副課長	堀 田 祐 子	学校管理課副課長	宮 山 博 輝
生涯学習課副課長	渡 邊 聖 介	学校教育課総括指導主事	天 花 寺 裕
学校教育課主幹	垣 見 千 里		

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 北池 顕子 教育総務課主事 西村 結衣

開 会 (午後6時)

○**開会宣言** 教育長が4月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、左委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 報告

(1) 文教・福祉常任委員会について(令和4年4月13日)

①宇治市幼児教育・保育のあり方検討委員会について

②給食センター用地について

③宇治市源氏物語ミュージアムの臨時休館について

(2) 令和3年度宇治市総合野外活動センターの利用者数について

(3) 令和3年度宇治市源氏物語ミュージアム入館者数等について

(4) 令和4年度の小中一貫教育の取組について

(5) 令和3年度情報公開の状況について

(6) 「要望書」等について

(7) 宇治市教育委員会後援事業について

以上7件を報告する。

[説 明]

(1) 文教・福祉常任委員会について(令和4年4月13日)

①宇治市幼児教育・保育のあり方検討委員会について

○角谷 陽平委員

・今回の検討委員会で何か計画を作成するのか。

・その検討内容への対応、活用方法等

○徳永 未来委員

・過去の公立幼稚園のあり方委員会で示されていた課題解決の状況等

○鳥居 進委員

- ・教育、福祉、どちらがイニシアティブをとっていくのか。
- ・このタイミングで検討するのはなぜか。

○宮本 繁夫委員

- ・あり方検討委員会の設置要項があるはずなので、提出を求める。
- ・パブリックコメントの実施状況について、あり方検討委員会だけでなく市としても意見をとるべきではないか。

○堀 明人委員

- ・あり方検討委員会において、具体的に認定こども園への設置等に向けて動き出してほしい。

②給食センター用地について

○徳永 未来委員

- ・中学校・小学校の給食はそれぞれセンターから提供されるのか

○宮本 繁夫委員

- ・用地確保等の手順等について

③宇治市源氏物語ミュージアムの臨時休館について

○宮本 繁夫委員

- ・源氏物語ミュージアムの臨時休館について、臨時休館中は講座の実施は別の場所で開催するのか等。

(2) 令和3年度宇治市総合野外活動センターの利用者数について

[説明] 令和3年度は、緊急事態宣言による施設の休館など、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている。

宿泊・日帰り別については、宿泊は、前年度と比較して37.1%増加し11,516人、日帰りは36.0%減少し34,385人、合計は26.1%減少し45,901人となった。

直近5年間の利用者数年計については、新型コロナウイルス感染症の影響により、減少傾向となっている。

オープン時からの利用者数累計については、令和3年度末時点で1,958,895人である。

[質疑]

[委員] 宿泊の人数は増えている、日帰りの人数は減っていることはどのようなとらえればいいのか。特別な割安プラン等を立てた等、対策があったのか。

[事務局] 野外活動センター全体として人数は減っているが、内訳を見ると、宿泊については、令和3年度10月以降、上半期に林間学校で利用できな

かった学校等が、時期をずらして体験学習ができるように下半期で日程を組みなおして来ていたため、年間で人数が増加した。プランは立てていない。

[委員] 2年度に比べて、増加したということか。

[事務局] その通りである。

(3) 令和3年度宇治市源氏物語ミュージアム入館者数等について

[説明] 令和3年度の当館の入館者数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、令和3年度は、4月25日～6月20日、8月20日～9月30日まで臨時休館した。12月以降は前年度に対し増加したが、臨時休館が長かったことにより、前年度には及ばなかった。

その結果、有料ゾーン入館者数は、28,074人に留まり、無料ゾーンのみ利用の入館者を含めた総入館者数は、40,444人、オープンした平成10年11月の開館からの累計は、2,443,592人となった。

事業案内リーフレットにあるように、明日4月27日からは、企画展「なんととってもお茶は宇治 一字治はよいとこ北西晴れて一」を開催する。その後も、話題性のある企画展を開催し、集客に努める。その後、先月報告した通り、臨時休館をする。

事業案内リーフレットについては、当館はもちろんのこと、市内の公共施設や、広告を掲載していただいた事業所、全国の博物館施設及び観光施設、旅行会社等エージェント等に設置し、臨時休館を含め、当館の事業について、周知に努める。

[質疑] なし

(4) 令和4年度の小中一貫教育の取組について

[説明] はじめに「令和3年度の小中一貫教育の取組到達状況」であるが、(1) 系統的・継続的な学習指導・生徒指導の充実では、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ、安全に配慮しつつ、学習保障に徹し、取組を進めてきた。小中一貫教育のこれまでの推進体制を基盤として、学力向上に向けた教育活動の充実を進めてきた。

次に(2) 中学校ブロックにおける特色ある教育活動の展開については、各校の校風や伝統を継承する形で特色ある教育活動を展開した。制限のある中ではあったが、1人1台整備されたタブレット端末を活用しZoom等で交流するなど、ICTを活用し工夫した取組も行われてきた。

(3) 家庭や地域連携では、取組が「見える取組」となるよう広報誌の発行やホームページの活用など情報発信を進めてきた。

(4) 中学校ブロックの推進体制と取組の充実・改善では、配置されたラーニングコーディネーターを要にして、めざす子ども像や学力観について理解を深め、学力向上に向けた教育活動の充実を進めた。

次に「令和4年度の小中一貫教育の到達目標」であるが、本市の小中一貫教育について、全面実施から11年目を迎える。「9年間の連続した学びの中で、子どもたちに確かな学力を身に付けさせるとともに、一人一人の個性や能力を伸ばすことができるようにする」という当初の目的に立ち返り、ラーニングコーディネーターを中核に据え「学力向上対策」を柱に、各中学校ブロックの課題解決に向けた具体的で効果の見える実践を進めることとしている。

まず、(1)「系統的・継続的な学習指導・生徒指導の充実」であるが、学力向上については、9年間を見通した児童生徒の学びのつながりを再確認し、ラーニングコーディネーターを有効に機能させて各ブロックの課題を焦点化し、系統的・継続的な学習指導を推進する。また、これまでの教育実践を基盤として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に取り組み、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばし、新しい時代を生きるために求められる「資質・能力」の育成を目指す。また、生徒指導においては、子どもの理解・生徒指導の連続性を意識し、多角的に児童生徒理解を深め、組織的かつ継続的な指導を進め、一人一人が大切にされる生徒指導をすすめていく。

(2)「中学校ブロックにおける特色ある教育活動の展開」では、本年度のジョイントプランに基づいて、各中学校ブロックの積み上げてきた特色ある活動を基盤に、「いしずえ学習」として、基礎的基本的な学習内容の確実な定着に取り組むとともに、家庭学習と関連づけながら、学習習慣や学習意欲の向上を進める。「宇治学」では副読本を活用して、宇治を学ぶ学習を進めるとともに、探究的な学習を展開していく。

次に、(3) 家庭や地域との連携である。

今年度から宇治市では、コミュニティ・スクールがスタートした。学校・家庭・地域との連携を深め、協働で取り組み、子ども達に豊かな環境での学びの場を提供できるよう地域教育ネットワークの構築を進めていく。家庭・地域との連携を図っていくための「見える取組」になるよう引き続き、家庭や地域社会と連携・協働した取組を充実していく。

最後に、(4)「中学校ブロックの推進体制と取組の充実改善」としては、校長間の強い連携の下、「ジョイントプラン」の改訂を図り、配置したラーニングコーディネーターと各小中一貫教育コーディネーターを中心に全教職員による具体的な取組を工夫して、各ブロックの課題解決につながる小中一貫教育の一層の推進を図っていく。

[質 疑]

[委 員] 小中一貫教育の中で、特別支援教育はどのように考えればいいのか。

[事務局] 小学校、中学校の教職員が引き続き見ていけるようにする。また、子どもの見立て等はすべて小学校から特別支援の特別な手立てが必要な子だけではなく、ほとんどの子どもに対して、申し送りや共有を図っている。

そして、それに基づいてシートを作成しており、どのような特性があるのかを共有した上で4月を迎えることになっている。

(5) 令和3年度情報公開の状況について

[説 明] 令和3年度の教育委員会への情報公開請求は全部で13件であった。うち、全部公開が2件、部分公開が6件、不存在のため非公開が4件、取り下げ1件となっている。

なお、部分公開については、宇治市情報公開条例第6条第2号及び第3号、第5号の規定によるもので、学校名、教諭氏名・印影などは公開していない。

[質 疑]

[委 員] 決定内容について、審査請求等はなかったということか。

[事務局] 審査請求はなかった。

[委 員] ラインパウダーやモップの領収書を閲覧する理由とは。

[事務局] 請求人の学校区の学校開放関係において、用途を確認するためであると考えられる。

[委 員] 教育委員会が所管していないものを請求されても、不存在となるのか。

[事務局] その通りである。

(6) 「要望書」等について

[説 明] 宇治公民館の再建を求める市民の会より宇治公民館の再建を求める要望が、宇治市の中学校給食の実現をめざす会より中学校給食についての要望があった。

[質 疑] なし

(7) 宇治市教育委員会後援事業について

[説 明] NPO法人アミティエ・スポーツクラブ主催の「1日サッカー教室」ほ

か9件、計10件の事業について後援した。

[質 疑] なし

○日程第4 報告第3号 専決事項の報告について

[説 明] 本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

まず、専決第2号「宇治市教育委員会職員の任免について」であるが、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第2号の規定により、定期人事異動に伴う、宇治市教育委員会職員の管理職以外の任免について、専決処分をした。

次に、専決第3号「宇治市少年補導委員の委嘱について」であるが、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、専決処分をおこなった。

少年補導委員については、青少年の非行防止を目的に、各小学校区単位で日々補導活動・社会環境浄化活動を推進していただいているところである。令和4年度は2年間の任期の更新の年にあたり、全員を4月1日付で委嘱するものである。

なお、前期から継続して委嘱した委員が102名、今回新たに委嘱した委員が3名、合計105名である。

男女別では、男性52名、女性53名となっている。

次に、専決第4号「宇治市学校運営協議会委員の任命について」であるが、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、専決処分をおこなった。

学校運営協議会委員については、各校の学校運営協議会で「育てたい子ども像」、「目指すべき教育」のビジョンを保護者や地域と学校が共有し、目標の実現に向けた熟議を行ってもらう。

なお、任命した委員は合計238名であり、全員を4月1日付で任命するものである。

[質 疑]

[委 員] 学校運営協議会の委員のことであるが、各学校によって人数が違うが、配置はどのような基準で行っているのか

[事務局] 各学校で選んでもらったという状況になっている。一番少ないところは3人、一番多いところでは、15人いる。今後、状況に応じて、推薦や任命等を行っていきたい。

また、規則上は人数上限が15名以内であり、15名に達していない

学校は状況を見ながら年度の途中で、校長先生から推薦してもらおう。市教委では、任命をしていく。

[委 員] 少年補導委員は、自分で手を挙げて委嘱されている方々なのか。どのようにして決まっているのか。

[事務局] 再任の方々は意向を伺っている。新任の方は、地域の方から推薦をもらって本人の了解を得て委嘱している。

また、頑張っていて活動をしてもらっているが、高齢化が進んでいるので若い世代に世代交代ができればよいと思う。

[委 員] もし保護者の方で補導委員をやりたい人がいた際に再任の方が全員やるとなると、枠がなくて入れないということになるのではないのか。

[事務局] 上限には達していないので、委嘱はできる。

[委 員] 校区ごとに上限はあるのか。

[事務局] 全体として人数上限を決めているので、校区では上限はない。

[委 員] 全体の上限は何人か。

[事務局] 200人である。

[委 員] 年齢制限もないのか。

[事務局] 特にない。

[意 見]

[委 員] 御蔵山学区は規模が大きいけど補導委員の人数が少ない。なり手が少ないのかもしれない。

[事務局] 委員の人数は上限には達していないのでもしPTA等でぜひともという方がいればお願いしてほしい。

○日程第5 報告第4号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について

[説 明] 本改正は、令和4年度の行政組織の変更に伴い、「宇治市教育委員会事務決裁規程」及び「センター長等の掌理する事務を定める規程」について、所要の改正を行ったものである。

初めに「宇治市教育委員会事務決裁規程」について、教育総務課の学校規模適正化推進室に関する事項を廃止し、教育支援センターに新設する学校改革推進課にその事項を移管するとともに、学校教育課の教育ICT推進室に

関する事項を廃止し、学校教育課に新設する教育ICT推進係にその事項を移管するものである。

また、教育支援課の学校支援係と児童生徒支援係に関する事項を廃止し、同課に新設する子ども・学校支援係にその事項を移管し、「学校、家庭及び地域の連携に関すること。」を「学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること。」に修正するものである。

次に、「センター長等の掌理する事務を定める規程」について、学校教育課主幹と、学校改革推進課主幹及び総括指導主事の掌理事務をそれぞれ追加するものである。

[質 疑] なし

○**日程第6 報告第5号** 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の勤務に関する規程の一部を改正する規程の報告について

[説 明] 本改正は、「京都府立学校職員服務規程」の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

改正の内容として、夏季休暇取得期間の取扱いについて、「7月から9月」を「6月から9月」までに改めるものである。

なお、改正後の本規程は令和4年4月1日から施行した。

[質 疑]

[委 員] 6月から夏季休暇というのは、どういう意図か。

[事務局] 京都府への確認の中では働き方改革で少しでも期間を長くして休みを取りやすくするためである。

[委 員] 冬季もあるのか。

[事務局] 現状では、夏季のみとなっている。

[委 員] 現行では”7月から9月の間”となっているが、改正案では”6月から9月までの間”となっている。まで、に意味は何かあるのか。

[事務局] より分かりやすくするための字句修正である。

○**閉会宣言** 教育長が4月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後6時08分)